○農林水産省告示第百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岡山県新見市哲多町田淵字伊勢宮二一四三の一、二一四六の一、二一四七

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第五十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する草加都市計画事業八潮南部中央一体型特定土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の変更（第三回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年一月二十日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成九年六月九日から平成三十一年三月三十一日まで

三　施行地区　埼玉県八潮市大字大瀬字稗田及び字根通、大字伊勢野字根通及び字助九、大字古新田字仕込並びに大字南川崎字八反野の各一部

四　土地区画整理事業の名称　草加都市計画事業八潮南部中央一体型特定土地区画整理事業

五　事務所の所在地　埼玉県八潮市八潮一丁目二十七番地一

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成九年六月九日

七　施行規程及び事業計画の変更（第三回）の認可の年月日　告示の日と同日

○防衛省告示第十七号

海上におけるチャフ及びフレア発射試験を次のとおり実施する。

平成二十三年一月二十日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十三年二月三日（予備日、同月四日及び同月二十五日）の一〇〇〇から一七〇〇まで

区　域　野島埼南方の次のアからエまでの四地点を順次結んだ線及びアの地点とエの地点を結んだ線により囲まれる区域並びにその上空で海面から高度二〇〇〇〇フィート以下までの間

ア　北緯三四度三三分一九秒　東経一四〇度二〇分〇〇秒

イ　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

ウ　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

エ　北緯三四度二二分一九秒　東経一四〇度一〇分三九秒

実施機関その他　次期固定翼哨戒機一機

一　発射試験は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、発射海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の緯経度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第十八号

海上におけるチャフ及びフレア発射試験を次のとおり実施する。

平成二十三年一月二十日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十三年三月三日（予備日、同月四日）の一〇〇〇から一七〇〇まで

区　域　野島埼南方の次のアからエまでの四地点を順次結んだ線及びアの地点とエの地点を結んだ線により囲まれる区域並びにその上空で海面から高度二〇〇〇〇フィート以下までの間

ア　北緯三四度三三分一九秒　東経一四〇度二〇分〇〇秒

イ　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

ウ　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

エ　北緯三四度二二分一九秒　東経一四〇度一〇分三九秒

実施機関その他　次期固定翼哨戒機一機

一　発射試験は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、発射海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の緯経度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第十九号

海上におけるチャフ及びフレア発射試験を次のとおり実施する。

平成二十三年一月二十日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十三年三月十日（予備日、同月十一日）の一〇〇〇から一七〇〇まで

区　域　野島埼南方の次のアからエまでの四地点を順次結んだ線及びアの地点とエの地点を結んだ線により囲まれる区域並びにその上空で海面から高度二〇〇〇〇フィート以下までの間

ア　北緯三四度三三分一九秒　東経一四〇度二〇分〇〇秒

イ　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

ウ　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

エ　北緯三四度二二分一九秒　東経一四〇度一〇分三九秒

実施機関その他　次期固定翼哨戒機一機

一　発射試験は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、発射海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の緯経度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二十号

海上におけるチャフ及びフレア発射試験を次のとおり実施する。

平成二十三年一月二十日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十三年三月十七日（予備日、同月十八日）の一〇〇〇から一七〇〇まで

区　域　野島埼南方の次のアからエまでの四地点を順次結んだ線及びアの地点とエの地点を結んだ線により囲まれる区域並びにその上空で海面から高度五〇〇〇〇フィート以下までの間

ア　北緯三四度三三分一九秒　東経一四〇度二〇分〇〇秒

イ　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

ウ　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

エ　北緯三四度二二分一九秒　東経一四〇度一〇分三九秒

実施機関その他　次期固定翼哨戒機一機

一　発射試験は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、発射海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の緯経度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年一月二十日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　登録番号　東北地方整備局長　4

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　財団法人ふくしま建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	佐藤　公男
変更後	猪狩　勇一

(2)　変更年月日　平成二十二年十二月九日